

令和4年 第13回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年10月25日

議 題

- 議案第61号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第62号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について
- 議案第63号 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第64号 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第65号 福岡市長選挙における投票所の指定について
- 議案第66号 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 議案第67号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第68号 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第69号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第70号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第71号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第72号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第73号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 議案第74号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

その他

○期日前投票所の視察について

次回開催日 令和4年11月5日(土)10:00～ 区長応接室

次々回開催日 令和4年11月6日(日)18:00～ 区長応接室

議案第61号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月6日 午後6時から

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第一百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

- ・ 告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

○市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程

第二条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（福岡県選挙管理委員会規程第四十一号）第三十五条及び第三十五条の二の規定は、候補者の氏名等の掲示について、準用する。ただし 別記第十九号様式の二備考及び第十九号様式の五(その二)備考中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

○公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

(掲示の順序のくじ)

第三十五条 県の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙につき、法第七十五条第三項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

2 県の委員会は、前項のくじにより掲示の掲載順序を決定したときは、直ちに市町村の委員会に通知する。

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第七十五条第三項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等
掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和4年10月27日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月6日 午後6時から

議案第62号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

(ポスター掲示場)

第百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

ポスター掲示場 設置場所一覧表

投票区		設置場所	
1	春吉第一	1	西中洲6番27号 十八親和銀行ビル駐車場フェンス
1	春吉第一	2	春吉一丁目17番38号 春吉小学校正門横
1	春吉第一	3	春吉一丁目17番38号 春吉小学校東門横
1	春吉第一	4	春吉一丁目17番38号 春吉小学校南側
1	春吉第一	5	春吉一丁目17番 春吉公園西側
1	春吉第一	6	渡辺通四丁目6番2号 パーキング303駐車場フェンス
1	春吉第一	7	渡辺通二丁目1番 電気ビル新館西側
1	春吉第一	8	春吉二丁目3番 六軒屋公園西側
2	春吉第二	1	清川三丁目4番 清川公園北側入口横
2	春吉第二	2	清川一丁目4番1号 ロイヤル渡辺通154駐車場
2	春吉第二	3	清川二丁目12番 清川中公園入口横
2	春吉第二	4	清川三丁目4番 清川公園西側入口横
2	春吉第二	5	高砂一丁目16番 高砂月極駐車場
2	春吉第二	6	清川一丁目10番 渡辺通パーキング
2	春吉第二	7	清川二丁目3番 アーベイン渡辺通り南前
2	春吉第二	8	清川二丁目22番8号 FBS福岡放送本社北側
3	警固第一	1	警固一丁目11番1号 警固小学校正門横
3	警固第一	2	警固三丁目13番18号 西光寺入口横
3	警固第一	3	警固二丁目11番 警固本町公園
3	警固第一	4	警固二丁目8番1号 筑紫女学園高等学校北側
3	警固第一	5	薬院二丁目13番 薬院北公園前
3	警固第一	6	警固三丁目13番 警固一号公園入口横
3	警固第一	7	警固三丁目6番 クラシオン桜坂北側
3	警固第一	8	警固二丁目7番 筑紫女学園高等学校グラウンド南側
4	警固第二	1	今泉一丁目8番 今泉公園西側北角
4	警固第二	2	今泉一丁目8番 今泉公園東南角
4	警固第二	3	薬院一丁目2番 薬院記念公園東南角
4	警固第二	4	今泉二丁目1番 天神南コイン駐車場フェンス北側
4	警固第二	5	今泉一丁目19番 若宮神社前
4	警固第二	6	今泉二丁目3番 アットパーク今泉二丁目フェンス
4	警固第二	7	警固一丁目11番1号 警固小学校東側
4	警固第二	8	今泉二丁目4番17号 青龍山 長圓寺
5	大名	1	大名一丁目12番15号 株式会社 ジョーキュウ 北側
5	大名	2	大名二丁目5番31号 中央区役所東側
5	大名	3	天神一丁目1番 天神中央公園西側
5	大名	4	天神二丁目2番 警固公園北西側
5	大名	5	大名二丁目5番31号 中央区役所前
5	大名	6	天神一丁目8番1号 福岡市役所南西側
5	大名	7	大名一丁目9番55号 大名郵政アパート

6	赤坂	1	赤坂二丁目5番5号	中央体育館東角
6	赤坂	2	桜坂一丁目13番	桜坂公園南西側
6	赤坂	3	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
6	赤坂	4	赤坂二丁目6番	九電大濠変電所前
6	赤坂	5	赤坂一丁目13番12号	ホンダカーズ福岡赤坂店駐車場西側
6	赤坂	6	赤坂二丁目5番23号	警固中学校正門横
6	赤坂	7	桜坂三丁目11番	七隈線桜坂駅前 1番出入口
6	赤坂	8	赤坂三丁目10番	赤坂公園入口横フェンス
7	舞鶴	1	舞鶴三丁目4番	浜の町公園前
7	舞鶴	2	舞鶴二丁目5番	舞鶴小・中学校グランド前
7	舞鶴	3	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴公民館花壇
7	舞鶴	4	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校北側
7	舞鶴	5	舞鶴一丁目7番	長浜公園南側
7	舞鶴	6	舞鶴一丁目7番	長浜公園西側
7	舞鶴	7	天神五丁目1番23号	福岡市民会館
7	舞鶴	8	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校西側
8	簗子第一	1	港二丁目1番	福崎公園東側
8	簗子第一	2	大手門一丁目7番1号	旧福岡家庭裁判所北側
8	簗子第一	3	大手門三丁目15番	簗子公園西側
8	簗子第一	4	港二丁目	かもめ広場西側
8	簗子第一	5	港二丁目	かもめ広場駐車場南側
8	簗子第一	6	港二丁目1番	福崎公園西側
8	簗子第一	7	荒津二丁目1番	荒津公園前
8	簗子第一	8	港三丁目4番6号	ヤマト運輸(株)駐車場フェンス
9	簗子第二	1	荒戸一丁目1番	大濠公園駅2番出入口
9	簗子第二	2	城内10番	舞鶴公園第2駐車場横
9	簗子第二	3	城内2番	大濠公園駅5番出入口
9	簗子第二	4	城内2番	五号堀前
9	簗子第二	5	城内1番	平和台陸上競技場北側入口横
9	簗子第二	6	城内2番	旧舞鶴中学校前
9	簗子第二	7	大手門三丁目15番	簗子公園南入口横
10	当仁第一	1	西公園12番	福岡教育大学附属福岡中学校プール観覧席下
10	当仁第一	2	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校運動場前
10	当仁第一	3	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
10	当仁第一	4	大濠公園1番1号	かんぼ生命福岡事務サービスセンター前
10	当仁第一	5	西公園14番30号	中央市民プール前
10	当仁第一	6	荒戸三丁目5番	福岡教育大学附属福岡中学校グランド南側フェンス
10	当仁第一	7	荒戸二丁目2番49号	金光教福岡教会前
10	当仁第一	8	伊崎14番	伊崎公園前

11	当仁第二	1	唐人町一丁目8番53号	成道寺北側
11	当仁第二	2	唐人町三丁目2番	唐人町公園前
11	当仁第二	3	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西門横
11	当仁第二	4	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西南角
11	当仁第二	5	唐人町三丁目3番	唐人町北公園前
11	当仁第二	6	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校北東塀
11	当仁第二	7	黒門8番	唐人町5番出入口
12	南当仁第一	1	大濠一丁目2番36号	福岡管区气象台西側
12	南当仁第一	2	鳥飼二丁目8番7号	県営住宅鳥飼団地7棟西側
12	南当仁第一	3	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校正門横
12	南当仁第一	4	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東南角
12	南当仁第一	5	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校西側
12	南当仁第一	6	大濠一丁目7番16号	大濠聖母幼稚園西側
12	南当仁第一	7	大濠公園1番	大濠公園西側
12	南当仁第一	8	鳥飼一丁目4番	鳥飼3号公園前
13	南当仁第二	1	地行二丁目16番	地行公園西側
13	南当仁第二	2	地行一丁目15番18号	傳照寺北側
13	南当仁第二	3	地行浜二丁目1番	市立福岡中央特別支援学校
13	南当仁第二	4	地行三丁目15番1号	市営地行住宅1棟東側フェンス
13	南当仁第二	5	地行三丁目16番12号	クラシオン地行
13	南当仁第二	6	地行四丁目18番	地行北緑地
13	南当仁第二	7	地行浜一丁目3番	地行浜西公園東側
13	南当仁第二	8	地行一丁目3番	明治通北側街路樹帯
14	南当仁第三	1	今川二丁目3番23号	金龍寺東側
14	南当仁第三	2	今川二丁目8番	西町公園北側
14	南当仁第三	3	今川二丁目8番	西町公園東側
14	南当仁第三	4	鳥飼三丁目10番	鳥飼2号公園北側
14	南当仁第三	5	鳥飼三丁目7番	鳥飼倶楽部正面横
14	南当仁第三	6	鳥飼三丁目3番	壇安神社前
14	南当仁第三	7	鳥飼一丁目5番27号	鳥飼第2ポンプ場前
15	高宮	1	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
15	高宮	2	高砂一丁目16番	高砂公園南側
15	高宮	3	白金二丁目4番	白金公園南側
15	高宮	4	那の川二丁目8番10号	エルパルケ平尾北側植栽帯
15	高宮	5	清川三丁目20番9号	はちすが産婦人科医院西側
15	高宮	6	白金二丁目15番40号	高宮小学校南側
15	高宮	7	白金一丁目14番	白金280号線水路沿植樹帯
15	高宮	8	白金一丁目17番1号	福岡市水道局駐車場フェンス
15	高宮	9	那の川二丁目10番18号	NTT平尾ビル南側

16	一本木	1	大宮一丁目4番	大宮335号線水路沿植樹帯
16	一本木	2	大宮二丁目4番	大宮321号線水路沿植樹帯
16	一本木	3	大宮二丁目2番	一本木公園南側
16	一本木	4	大宮二丁目2番	一本木公園北側
16	一本木	5	平尾二丁目6番	平尾出張所移転地植樹帯
16	一本木	6	平尾二丁目2番15号	(株)スズキ自販福岡駐車場フェンス
16	一本木	7	大宮二丁目6番1号	ロイヤルホスト平尾店北側
16	一本木	8	平尾一丁目7番1号	クラーク記念国際高等学校
17	平尾	1	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
17	平尾	2	平尾三丁目29番1号	平尾小学校東門横
17	平尾	3	平尾三丁目29番1号	平尾小学校南東角
17	平尾	4	平尾三丁目20番57号	福岡中央高校南東
17	平尾	5	平尾四丁目14番	山荘公園南西側
17	平尾	6	平尾四丁目14番	山荘公園南東側
17	平尾	7	平尾五丁目14番	平尾山荘公園南側
17	平尾	8	平尾五丁目14番	平尾2号公園前
18	草ヶ江	1	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
18	草ヶ江	2	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校裏門横
18	草ヶ江	3	草香江一丁目6番	タイムズ大濠南駐車場(大濠団地跡)
18	草ヶ江	4	六本松四丁目2番6号	MJR六本松西側
18	草ヶ江	5	六本松四丁目2番	七隈線六本松駅 1番出入口
18	草ヶ江	6	草香江二丁目17番	草香江公園前
18	草ヶ江	7	六本松四丁目2番	六本松公園東側
18	草ヶ江	8	谷二丁目11番	谷公園入口横
19	小笹	1	小笹四丁目12番	小笹中央公園
19	小笹	2	小笹四丁目4番	小笹団地45棟前
19	小笹	3	小笹四丁目5番	小笹団地正門バス停前
19	小笹	4	小笹四丁目5番	小笹北公園前
19	小笹	5	小笹五丁目15番	増田駐車場西側
19	小笹	6	小笹五丁目15番	増田駐車場東側
19	小笹	7	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
20	梅光園	1	梅光園三丁目2番	アーベインルネス友泉集会所前(観光道路側)
20	梅光園	2	梅光園三丁目5番1号	フローレンス梅光園グランドアーク南側
20	梅光園	3	梅光園団地18番	梅光園団地南側UR都市機構フェンス
20	梅光園	4	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
20	梅光園	5	梅光園一丁目2番27号	梅光園ポンプ場南側
20	梅光園	6	梅光園二丁目26番	梅光園公園東側
20	梅光園	7	梅光園二丁目14番	市営梅光園住宅

21	福浜	1	福浜一丁目2番1号	福浜小学校正門横
21	福浜	2	福浜一丁目2番1号	福浜小学校南西前
21	福浜	3	福浜一丁目5番2号	福浜市営住宅2棟集会所入口横
21	福浜	4	福浜一丁目1番15号	福浜市営住宅15棟前
21	福浜	5	福浜一丁目1番13号	伊崎バス停前
21	福浜	6	福浜二丁目5番4号	西公園下住宅4棟前
21	福浜	7	福浜二丁目5番10号	西公園下住宅10棟西側植込
22	小笹南	1	平和五丁目8番15号	合同宿舎平尾住宅前
22	小笹南	2	平和五丁目12番	平和中央公園東側
22	小笹南	3	平和五丁目11番1号	平尾中学校東側
22	小笹南	4	平和五丁目11番1号	平尾中学校南側
22	小笹南	5	小笹二丁目4番	小笹南公園前
22	小笹南	6	小笹三丁目10番5号	小笹三丁目10番住宅裏フェンス
22	小笹南	7	小笹三丁目2番	小笹公園前
22	小笹南	8	平和三丁目13番2号	平和三丁目住宅2棟東側植込
23	笹丘	1	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校西側
23	笹丘	2	笹丘一丁目28番74号	イオンスタイル笹丘西側駐車場出口
23	笹丘	3	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校北東側
23	笹丘	4	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校東側
23	笹丘	5	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校車門横
23	笹丘	6	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校東側
23	笹丘	7	笹丘一丁目13番41号	笹丘公民館隣接植樹帯
23	笹丘	8	輝国二丁目12番	輝国公園前
24	薬院	1	薬院四丁目14番	九電記念体育館跡地前
24	薬院	2	薬院四丁目19番17号	南薬院警察官舎前
24	薬院	3	南公園1番	南公園西門横
24	薬院	4	平尾浄水町9番地	動物園駐車場前
24	薬院	5	浄水通1番	浄水通1号公園
24	薬院	6	薬院三丁目10番	薬院公園入口横
24	薬院	7	薬院四丁目1番18号	合同宿舎東薬院住宅横
24	薬院	8	御所ヶ谷4番11号	十八親和銀行福岡済美寮前
25	六本松	1	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側
25	六本松	2	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校北西角
25	六本松	3	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校南東角
25	六本松	4	六本松一丁目1番1号	NHK放送センター入口バス停前
25	六本松	5	六本松一丁目1番1号	護国神社バス停前
25	六本松	6	六本松一丁目11番	六本松2号公園南側
25	六本松	7	谷二丁目3番	谷緑地前
25	六本松	8	六本松三丁目12番	菊池児童公園前

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めた。

令和4年10月31日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

ポスター掲示場 設置場所一覧表

投票区		設置場所	
1	春吉第一	1	西中洲6番27号 十八親和銀行ビル駐車場フェンス
1	春吉第一	2	春吉一丁目17番38号 春吉小学校正門横
1	春吉第一	3	春吉一丁目17番38号 春吉小学校東門横
1	春吉第一	4	春吉一丁目17番38号 春吉小学校南側
1	春吉第一	5	春吉一丁目17番 春吉公園西側
1	春吉第一	6	渡辺通四丁目6番2号 パーキング303駐車場フェンス
1	春吉第一	7	渡辺通二丁目1番 電気ビル新館西側
1	春吉第一	8	春吉二丁目3番 六軒屋公園西側
2	春吉第二	1	清川三丁目4番 清川公園北側入口横
2	春吉第二	2	清川一丁目4番1号 ロイヤル渡辺通154駐車場
2	春吉第二	3	清川二丁目12番 清川中公園入口横
2	春吉第二	4	清川三丁目4番 清川公園西側入口横
2	春吉第二	5	高砂一丁目16番 高砂月極駐車場
2	春吉第二	6	清川一丁目10番 渡辺通パーキング
2	春吉第二	7	清川二丁目3番 アーベイン渡辺通り南前
2	春吉第二	8	清川二丁目22番8号 FBS福岡放送本社北側
3	警固第一	1	警固一丁目11番1号 警固小学校正門横
3	警固第一	2	警固三丁目13番18号 西光寺入口横
3	警固第一	3	警固二丁目11番 警固本町公園
3	警固第一	4	警固二丁目8番1号 筑紫女学園高等学校北側
3	警固第一	5	薬院二丁目13番 薬院北公園前
3	警固第一	6	警固三丁目13番 警固一号公園入口横
3	警固第一	7	警固三丁目6番 クラシオン桜坂北側
3	警固第一	8	警固二丁目7番 筑紫女学園高等学校グラウンド南側
4	警固第二	1	今泉一丁目8番 今泉公園西側北角
4	警固第二	2	今泉一丁目8番 今泉公園東南角
4	警固第二	3	薬院一丁目2番 薬院記念公園東南角
4	警固第二	4	今泉二丁目1番 天神南コイン駐車場フェンス北側
4	警固第二	5	今泉一丁目19番 若宮神社前
4	警固第二	6	今泉二丁目3番 アットパーク今泉二丁目フェンス
4	警固第二	7	警固一丁目11番1号 警固小学校東側
4	警固第二	8	今泉二丁目4番17号 青龍山 長圓寺
5	大名	1	大名一丁目12番15号 株式会社 ジョーキュウ 北側
5	大名	2	大名二丁目5番31号 中央区役所東側
5	大名	3	天神一丁目1番 天神中央公園西側
5	大名	4	天神二丁目2番 警固公園北西側
5	大名	5	大名二丁目5番31号 中央区役所前
5	大名	6	天神一丁目8番1号 福岡市役所南西側
5	大名	7	大名一丁目9番55号 大名郵政アパート

6	赤坂	1	赤坂二丁目5番5号	中央体育館東角
6	赤坂	2	桜坂一丁目13番	桜坂公園南西側
6	赤坂	3	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
6	赤坂	4	赤坂二丁目6番	九電大濠変電所前
6	赤坂	5	赤坂一丁目13番12号	ホンダカーズ福岡赤坂店駐車場西側
6	赤坂	6	赤坂二丁目5番23号	警固中学校正門横
6	赤坂	7	桜坂三丁目11番	七隈線桜坂駅前 1番出入口
6	赤坂	8	赤坂三丁目10番	赤坂公園入口横フェンス
7	舞鶴	1	舞鶴三丁目4番	浜の町公園前
7	舞鶴	2	舞鶴二丁目5番	舞鶴小・中学校グランド前
7	舞鶴	3	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴公民館花壇
7	舞鶴	4	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校北側
7	舞鶴	5	舞鶴一丁目7番	長浜公園南側
7	舞鶴	6	舞鶴一丁目7番	長浜公園西側
7	舞鶴	7	天神五丁目1番23号	福岡市民会館
7	舞鶴	8	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校西側
8	簗子第一	1	港二丁目1番	福崎公園東側
8	簗子第一	2	大手門一丁目7番1号	旧福岡家庭裁判所北側
8	簗子第一	3	大手門三丁目15番	簗子公園西側
8	簗子第一	4	港二丁目	かもめ広場西側
8	簗子第一	5	港二丁目	かもめ広場駐車場南側
8	簗子第一	6	港二丁目1番	福崎公園西側
8	簗子第一	7	荒津二丁目1番	荒津公園前
8	簗子第一	8	港三丁目4番6号	ヤマト運輸(株)駐車場フェンス
9	簗子第二	1	荒戸一丁目1番	大濠公園駅2番出入口
9	簗子第二	2	城内10番	舞鶴公園第2駐車場横
9	簗子第二	3	城内2番	大濠公園駅5番出入口
9	簗子第二	4	城内2番	五号堀前
9	簗子第二	5	城内1番	平和台陸上競技場北側入口横
9	簗子第二	6	城内2番	旧舞鶴中学校前
9	簗子第二	7	大手門三丁目15番	簗子公園南入口横
10	当仁第一	1	西公園12番	福岡教育大学附属福岡中学校プール観覧席下
10	当仁第一	2	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校運動場前
10	当仁第一	3	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
10	当仁第一	4	大濠公園1番1号	かんぼ生命福岡事務サービスセンター前
10	当仁第一	5	西公園14番30号	中央市民プール前
10	当仁第一	6	荒戸三丁目5番	福岡教育大学附属福岡中学校グランド南側フェンス
10	当仁第一	7	荒戸二丁目2番49号	金光教福岡教会前
10	当仁第一	8	伊崎14番	伊崎公園前

11	当仁第二	1	唐人町一丁目8番53号	成道寺北側
11	当仁第二	2	唐人町三丁目2番	唐人町公園前
11	当仁第二	3	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西門横
11	当仁第二	4	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西南角
11	当仁第二	5	唐人町三丁目3番	唐人町北公園前
11	当仁第二	6	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校北東塀
11	当仁第二	7	黒門8番	唐人町5番出入口
12	南当仁第一	1	大濠一丁目2番36号	福岡管区气象台西側
12	南当仁第一	2	鳥飼二丁目8番7号	県営住宅鳥飼団地7棟西側
12	南当仁第一	3	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校正門横
12	南当仁第一	4	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東南角
12	南当仁第一	5	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校西側
12	南当仁第一	6	大濠一丁目7番16号	大濠聖母幼稚園西側
12	南当仁第一	7	大濠公園1番	大濠公園西側
12	南当仁第一	8	鳥飼一丁目4番	鳥飼3号公園前
13	南当仁第二	1	地行二丁目16番	地行公園西側
13	南当仁第二	2	地行一丁目15番18号	傳照寺北側
13	南当仁第二	3	地行浜二丁目1番	市立福岡中央特別支援学校
13	南当仁第二	4	地行三丁目15番1号	市営地行住宅1棟東側フェンス
13	南当仁第二	5	地行三丁目16番12号	クラシオン地行
13	南当仁第二	6	地行四丁目18番	地行北緑地
13	南当仁第二	7	地行浜一丁目3番	地行浜西公園東側
13	南当仁第二	8	地行一丁目3番	明治通北側街路樹帯
14	南当仁第三	1	今川二丁目3番23号	金龍寺東側
14	南当仁第三	2	今川二丁目8番	西町公園北側
14	南当仁第三	3	今川二丁目8番	西町公園東側
14	南当仁第三	4	鳥飼三丁目10番	鳥飼2号公園北側
14	南当仁第三	5	鳥飼三丁目7番	鳥飼倶楽部正面横
14	南当仁第三	6	鳥飼三丁目3番	壇安神社前
14	南当仁第三	7	鳥飼一丁目5番27号	鳥飼第2ポンプ場前
15	高宮	1	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
15	高宮	2	高砂一丁目16番	高砂公園南側
15	高宮	3	白金二丁目4番	白金公園南側
15	高宮	4	那の川二丁目8番10号	エルパルケ平尾北側植栽帯
15	高宮	5	清川三丁目20番9号	はちすが産婦人科医院西側
15	高宮	6	白金二丁目15番40号	高宮小学校南側
15	高宮	7	白金一丁目14番	白金280号線水路沿植樹帯
15	高宮	8	白金一丁目17番1号	福岡市水道局駐車場フェンス
15	高宮	9	那の川二丁目10番18号	NTT平尾ビル南側

16	一本木	1	大宮一丁目4番	大宮335号線水路沿植樹帯
16	一本木	2	大宮二丁目4番	大宮321号線水路沿植樹帯
16	一本木	3	大宮二丁目2番	一本木公園南側
16	一本木	4	大宮二丁目2番	一本木公園北側
16	一本木	5	平尾二丁目6番	平尾出張所移転地植樹帯
16	一本木	6	平尾二丁目2番15号	(株)スズキ自販福岡駐車場フェンス
16	一本木	7	大宮二丁目6番1号	ロイヤルホスト平尾店北側
16	一本木	8	平尾一丁目7番1号	クラーク記念国際高等学校
17	平尾	1	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
17	平尾	2	平尾三丁目29番1号	平尾小学校東門横
17	平尾	3	平尾三丁目29番1号	平尾小学校南東角
17	平尾	4	平尾三丁目20番57号	福岡中央高校南東
17	平尾	5	平尾四丁目14番	山荘公園南西側
17	平尾	6	平尾四丁目14番	山荘公園南東側
17	平尾	7	平尾五丁目14番	平尾山荘公園南側
17	平尾	8	平尾五丁目14番	平尾2号公園前
18	草ヶ江	1	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
18	草ヶ江	2	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校裏門横
18	草ヶ江	3	草香江一丁目6番	タイムズ大濠南駐車場(大濠団地跡)
18	草ヶ江	4	六本松四丁目2番6号	MJR六本松西側
18	草ヶ江	5	六本松四丁目2番	七隈線六本松駅 1番出入口
18	草ヶ江	6	草香江二丁目17番	草香江公園前
18	草ヶ江	7	六本松四丁目2番	六本松公園東側
18	草ヶ江	8	谷二丁目11番	谷公園入口横
19	小笹	1	小笹四丁目12番	小笹中央公園
19	小笹	2	小笹四丁目4番	小笹団地45棟前
19	小笹	3	小笹四丁目5番	小笹団地正門バス停前
19	小笹	4	小笹四丁目5番	小笹北公園前
19	小笹	5	小笹五丁目15番	増田駐車場西側
19	小笹	6	小笹五丁目15番	増田駐車場東側
19	小笹	7	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
20	梅光園	1	梅光園三丁目2番	アーベインルネス友泉集会所前(観光道路側)
20	梅光園	2	梅光園三丁目5番1号	フローレンス梅光園グランドアーク南側
20	梅光園	3	梅光園団地18番	梅光園団地南側UR都市機構フェンス
20	梅光園	4	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
20	梅光園	5	梅光園一丁目2番27号	梅光園ポンプ場南側
20	梅光園	6	梅光園二丁目26番	梅光園公園東側
20	梅光園	7	梅光園二丁目14番	市営梅光園住宅

21	福浜	1	福浜一丁目2番1号	福浜小学校正門横
21	福浜	2	福浜一丁目2番1号	福浜小学校南西前
21	福浜	3	福浜一丁目5番2号	福浜市営住宅2棟集会所入口横
21	福浜	4	福浜一丁目1番15号	福浜市営住宅15棟前
21	福浜	5	福浜一丁目1番13号	伊崎バス停前
21	福浜	6	福浜二丁目5番4号	西公園下住宅4棟前
21	福浜	7	福浜二丁目5番10号	西公園下住宅10棟西側植込
22	小笹南	1	平和五丁目8番15号	合同宿舎平尾住宅前
22	小笹南	2	平和五丁目12番	平和中央公園東側
22	小笹南	3	平和五丁目11番1号	平尾中学校東側
22	小笹南	4	平和五丁目11番1号	平尾中学校南側
22	小笹南	5	小笹二丁目4番	小笹南公園前
22	小笹南	6	小笹三丁目10番5号	小笹三丁目10番住宅裏フェンス
22	小笹南	7	小笹三丁目2番	小笹公園前
22	小笹南	8	平和三丁目13番2号	平和三丁目住宅2棟東側植込
23	笹丘	1	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校西側
23	笹丘	2	笹丘一丁目28番74号	イオンスタイル笹丘西側駐車場出口
23	笹丘	3	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校北東側
23	笹丘	4	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校東側
23	笹丘	5	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校車門横
23	笹丘	6	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校東側
23	笹丘	7	笹丘一丁目13番41号	笹丘公民館隣接植樹帯
23	笹丘	8	輝国二丁目12番	輝国公園前
24	薬院	1	薬院四丁目14番	九電記念体育館跡地前
24	薬院	2	薬院四丁目19番17号	南薬院警察官舎前
24	薬院	3	南公園1番	南公園西門横
24	薬院	4	平尾浄水町9番地	動物園駐車場前
24	薬院	5	浄水通1番	浄水通1号公園
24	薬院	6	薬院三丁目10番	薬院公園入口横
24	薬院	7	薬院四丁目1番18号	合同宿舎東薬院住宅横
24	薬院	8	御所ヶ谷4番11号	十八親和銀行福岡済美寮前
25	六本松	1	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側
25	六本松	2	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校北西角
25	六本松	3	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校南東角
25	六本松	4	六本松一丁目1番1号	NHK放送センター入口バス停前
25	六本松	5	六本松一丁目1番1号	護国神社バス停前
25	六本松	6	六本松一丁目11番	六本松2号公園南側
25	六本松	7	谷二丁目3番	谷緑地前
25	六本松	8	六本松三丁目12番	菊池児童公園前

議案第64号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和4年11月7日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘3階多目的ホール	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
-------	-----	--

【参考 読替後の第39条】

第三十九条 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

第四十一条第一項	から少くとも五日前に、 投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、 市町村	市町村

【参考 読替後の第41条】

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した期日前投票所を変更したときは、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定した。

令和4年11月6日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和4年11月7日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘3階多目的ホール	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで

議案第65号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

投票所一覧表

投票区	投票所	
春吉第一	中央区春吉一丁目17番38号	春吉小学校講堂1階多目的ホール
春吉第二	中央区春吉一丁目17番13号	春吉公民館
警固第一	中央区警固一丁目11番1号	警固小学校講堂
警固第二	中央区警固一丁目11番2号	警固公民館
大名	中央区大名二丁目5番31号	中央区役所1階ロビー
赤坂	中央区赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校講堂
舞鶴	中央区舞鶴二丁目6番1号	舞鶴公民館
簗子第一	中央区大手門二丁目5番15号	ライフケア大手門1階
簗子第二	中央区大手門三丁目10番7号	簗子公民館
当仁第一	中央区荒戸三丁目3番39号	市民福祉プラザ1階ロビー
当仁第二	中央区唐人町三丁目1番45号	当仁小学校多目的室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校講堂
南当仁第二	中央区地行浜二丁目1番18号	福岡中央特別支援学校体育館
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目7番14号	鳥飼倶楽部
高宮	中央区白金二丁目15番40号	高宮小学校講堂
一本木	中央区大宮二丁目2番11号	高宮公民館
平尾	中央区平尾三丁目29番23号	平尾公民館
草ヶ江	中央区草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校講堂
小笹	中央区小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所
梅光園	中央区梅光園団地8番	アーベインルネス梅光園8号棟集会所
福浜	中央区福浜一丁目2番1号	福浜小学校講堂
小笹南	中央区平和五丁目13番1号	小笹小学校留守家庭子ども会室
笹丘	中央区笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校講堂
薬院	中央区平尾三丁目29番1号	平尾小学校講堂
六本松	中央区六本松一丁目11番1号	草ヶ江公民館

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条の規定による。

公職選挙法
(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- ・ 告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定した。

令和4年11月6日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

投票区	投票所	
春吉第一	中央区春吉一丁目17番38号	春吉小学校講堂1階多目的ホール
春吉第二	中央区春吉一丁目17番13号	春吉公民館
警固第一	中央区警固一丁目11番1号	警固小学校講堂
警固第二	中央区警固一丁目11番2号	警固公民館
大名	中央区大名二丁目5番31号	中央区役所1階ロビー
赤坂	中央区赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校講堂
舞鶴	中央区舞鶴二丁目6番1号	舞鶴公民館
簗子第一	中央区大手門二丁目5番15号	ライフケア大手門1階
簗子第二	中央区大手門三丁目10番7号	簗子公民館
当仁第一	中央区荒戸三丁目3番39号	市民福祉プラザ1階ロビー
当仁第二	中央区唐人町三丁目1番45号	当仁小学校多目的室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校講堂
南当仁第二	中央区地行浜二丁目1番18号	福岡中央特別支援学校体育館
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目7番14号	鳥飼倶楽部
高宮	中央区白金二丁目15番40号	高宮小学校講堂
一本木	中央区大宮二丁目2番11号	高宮公民館
平尾	中央区平尾三丁目29番23号	平尾公民館
草ヶ江	中央区草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校講堂
小笹	中央区小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所
梅光園	中央区梅光園団地8番	アーベインルネス梅光園8号棟集会所
福浜	中央区福浜一丁目2番1号	福浜小学校講堂
小笹南	中央区平和五丁目13番1号	小笹小学校留守家庭子ども会室
笹丘	中央区笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校講堂
薬院	中央区平尾三丁目29番1号	平尾小学校講堂
六本松	中央区六本松一丁目11番1号	草ヶ江公民館

議案第66号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘3階多目的ホール	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2 変更理由

イオンスタイル笹丘3階多目的ホール及び福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、中央区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
---------	------	---------

【参考 読替後の第40条第1項】

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前八時三十分に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
---------	--	---------

【参考 読替後の第40条第2項】

(投票所の開閉時間)

第四十条

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(参考) 期日前投票所概要

- 1 有権者数（令和4年9月1日現在） 167,810人
- 2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率
（令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙）

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
72,115	94,040	166,155	35,423	45,962	81,385	49.12	48.87	48.98

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更する。

令和4年11月6日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘3階多目的ホール	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

議案第67号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

公職選挙法
(期日前投票)
第四十八条の二

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

第四十九条

7 指定都市の選挙管理委員会(第三項の規定による協議に係る共通投票所を設けた区の選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。)は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和4年11月6日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

議案第68号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区舞鶴二丁目6番1号
福岡市立舞鶴小・中学校体育館
- 2 日時 令和4年11月20日 午後9時15分から

(根拠)

・議決 公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

・告示 公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定めた。

令和4年11月6日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区舞鶴二丁目6番1号
福岡市立舞鶴小・中学校体育館
- 2 日時 令和4年11月20日 午後9時15分から

議案第69号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月17日 午後6時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

公職選挙法
(開票立会人)
第六十二条

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和4年11月6日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月17日 午後6時から

議案第70号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

公職選挙法
(開票立会人)

第六十二条

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるとときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第71号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 820人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 154人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 666人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年10月25日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	72	305	0	377
女	82	361	0	443
計	154	666	0	820

議案第72号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | |
|-------------|------------|
| 1 抹消する者の数 | 2人 |
| 内訳 国内転入者 | 2人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和4年10月25日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

議案第73号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

1. 登録する者の数 1人
2. 登録する者の氏名等 別紙のとおり
3. 登録年月日 令和4年10月25日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第74号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和4年10月25日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和4年10月25日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。